図書館から「湯沢市　読書の記録」のご案内

湯沢市立図書館（湯沢図書館・雄勝図書館・稲川カルチャーセンター・皆瀬図書室）に利用者登録しているお子さんで、ご希望の方に「湯沢市　読書の記録」を交付いたします。「読書の記録」とは、本人が図書館から現在借りている図書を記録するものです。

ご希望される方は、下記の「交付について」をお読みになり、申込書に記入のうえ市内各図書館へお申込みください。

※湯沢市共通図書貸出券をお持ちでない方は、利用者登録が必要です。登録手続きの際は住所・氏名・生年月日を確認できるものをお持ちください。

「交付について」

１　湯沢市立図書館に利用者登録をしている１８歳以下のお子さんに交付します。
２　利用には保護者の同意が必要です。（12 歳以下の方）
３　申込書は保護者の方が記入してください。（12 歳以下の方）
４　本人（または保護者）が館内ＯＰＡＣ（利用者用蔵書検索機）で記録します。
５　本人が湯沢市立図書館（湯沢図書館・雄勝図書館・稲川カルチャーセンター・皆瀬図書室）から現在借りている図書を記録できます。
６　返却した図書の記録はできません。
７　湯沢図書館・雄勝図書館・稲川カルチャーセンター・皆瀬図書室で交付・記録できます。
８　磁気が壊れると記録できなくなります。過去の記録を引き継いでの再発行はできません。
９　本人（または保護者）の責任で管理してください。
１０　紛失や盗難などにより不利益が生じても、図書館ではその責任を負いません。

※令和３年４月から交付対象を 18 歳に達する年度末まで拡大しました。

---------- キ　リ　ト　リ ----------

湯沢市　読書の記録　申込書　　※12 歳以下の方は保護者の方がご記入ください。

ふりがな	利用者コード （貸出券の番号）
お子さんの 氏　名	平成 令和　　年　　月　　日生
学校名 保育園・幼稚園	保護者
〒 住所 電話	

「交付について」を読みました。 「湯沢市　読書の記録」を利用します。 利用希望の場合〇印を入れてください。→	

この申込書にご記入いただいた個人情報については、読書記録帳の交付業務以外では利用いたしません。